



趣旨

市内の児童数が減少する中、保育の受け皿の持続的・安定的な確保のため（保育所・認定こども園の安定的な運営のため）、令和4年度以降の保育所等入所に係る定員の弾力的な運用方針を見直す。

国通知

「保育所における**保育の実施は、定員の範囲内で行うこと**とされているが、**年度の途中で**保育の実施が必要となった児童が発生した場合、受け入れ体制のある保育所において**定員を超えて保育の実施を行うことができる**とするとともに、**待機**の状況等にある市町村においては、**当分の間、年度当初についても同様に保育の実施を行うことができる**ことし、保育所への入所の円滑化を図る」

○平成10年2月13日児発第73号厚労省児童家庭局長通知「保育所への入所の円滑化について」別紙「保育所への入所円滑化対策実施要綱」

計画

第2期子ども・子育て支援事業計画では、令和6年度末までに保育の受け皿の不足を解消することとしている。  
 （国は、第2期計画終期（令和6年度末）の定員弾力化を確保方策として認めていない。）

現行

- ①当初：定員超過を認めて調整（上限120%）
- ②途中：同上

傾向

令和4年度は児童数のさらなる減少が見込まれ、年度末の入所率見込は98%（※）  
 ※保育定員に限る。受託を除く。

入所率（見込）	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
当初	全体 96%	全体 90%	全体 90%	全体 84%	全体 82%
	最小 22% 最大110%	最小 53% 最大101%	<b>最大100%</b>	<b>最大100%</b>	<b>最大100%</b>
年度末	全体104%	全体99%	全体98%	全体 95%	全体 91%
	最小 30% 最大118%	最小 63% 最大118%	<b>最大110%</b>	<b>最大105%</b>	<b>最大100%</b>

方針

令和6年度末までに、定員弾力化の運用を適正化する。（現状を勘案し、経過期間を設ける。）

- ①当初：定員の範囲内で利用調整を行う。（上限100%）
- ②途中（R6まで）：定員超過を認める上限を段階的に適正化 【上限】 R4末(110%)⇒ R5末(105%) ⇒ R6末(100%)
- 途中（R7以降）：定員の範囲内で利用調整を行う。（上限100%）

※当初申込時点で出生していない兄弟児等、やむを得ない場合に限り定員超過を認める場合がある。

※実際の出生数や入所希望数の推移によっては上限を見直す場合がある。